最終更新日：2016年1月8日
株式会社 乃村工藝社
代表取締役社長 榎本　修次
問合せ先：03-5962-1119
証券コード：9716
http://www.nomurakougei.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むことを目指しております。
そして、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。
1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会、監査役会は、株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえ、その役割、責務を果たす。
5. 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】
当社では、各原則のうち4項目について、現時点では一部未実施・検討中ですが、下記のとおり取組みを行っております。

【補充原則1－2－4 議決権行使プラットフォームの利用】
当社は現在議決権行使プラットフォームの利用をしておりませんが、2016（平成28）年5月に開催予定の定時株主総会におきましては、株主の議決権行使における利便性を考慮し利用を開始する予定であります。

【原則3－1 情報開示の充実 （5）】
当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者以外の候補者の選任理由を開示しておりませんが、2016（平成28）年5月開催予定の定時株主総会より、当該候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示することといたします。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は現在1名の独立社外取締役を選任しておりますが、業務執行取締役を監督する機能を強化する等のために、2016（平成28）年5月開催予定の定時株主総会では独立社外取締役を複数名とすることを検討しております。

【原則4－11－3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】
取締役会の実効性の分析・評価につきましては、2016（平成28）年からの実施に向け、準備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】
当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重しており、各原則に関する当社の取組みをまとめたものを「コーポレートガバナンス・ガイドライン」等として当社ホームページにて開示しております。

なお、当社における各原則にもとづく開示の内容は以下のとおりとなります。

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
（政策保有株式）
当社は、取引先等との間の事業上の関係を維持・強化することにより、中長期的な企業価値を向上させることを目的として、取引先等である上場会社の株式を保有することがあります。こうした政策保有に関して、当社は毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、次の事項を確認します。
1. 株価下落リスクをはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク
2. 事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれるリターン
また、当該政策保有株式の保有を継続することの中長期的な経済合理性を検証し、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、当該株式の売却その他の方法による当該政策保有の解消を検討します。

（議決権行使）
当社は、当社が保有する政策保有株式に係る議決権の行使について、株主の皆様に対する責任を全うする観点から、当社財務部が、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、議決権を行使することをその基本方針とします。
投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを判断するにあたっては、投資先企業の置かれた状況や当該投資先企業との対話の内容等を踏まえた上で判断することとし、必要に応じ、投資先企業から提出された議案について当該投資先企業に対して説明を求め、協議を行うこととします。
また、投資先企業から提出された議案に関して、当社と投資先企業（ひいてはその株主の皆様）の利益が相反するおそれがあると認められる場合には、当社の独立社外取締役その他の第三者から意見を聴取するなどの方法により、当該利益相反のおそれを解消するための措置を講じるようつとめることとします。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社は、当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、必要に応じて専門家の意見を聴取したう

えで、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会で承認決議・報告等を行い、適切に監視します。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。
また、上記取引のうち、当社の株主の皆様と当社の役員や主要株主との間の利益が相反するおそれを回避するため、とくにその必要性が高いと認められる取引については、当社の社外取締役その他の第三者から意見を聴取するなどの方法により、当該利益相反のおそれを解消するための措置を講じるようつとめることとします。

【原則3－1．情報開示の充実】
1．会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社グループは、「基本理念」および「ブランドステートメント」を定め、当社ホームページに掲載しております。
http://www.nomurakougei.co.jp/corporate/philosophy/

また、「ナンバーワンの価値の連鎖」をテーマとした中期経営計画を策定しており、当社ホームページに掲載しております。
http://www.nomurakougei.co.jp/ir/management/businessplan.html

2．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1．基本的な考え方」に記載のとおりであります。

3．取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役および監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、常勤・非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡および会社の業績等を考慮したうえ算定することとします。
また、取締役および監査役の報酬額の決定にあたっては、「報酬・昇格委員会」の検討を経て、社外取締役にその手続き等の妥当性を確認し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役間の協議により決定します。

4．取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
（1）方針について
当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えます。
このような観点から、当社は、当社の事業やその課題に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として指名するほか、グローバルな視点や会計財務に関する知見など、多様なバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針とします。

（2）手続について
経営陣幹部・取締役候補の指名に当たっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性を重視し、当社の規模を踏まえ、報酬・昇格委員会における検討を経て、社外取締役にその手続き等の妥当性を確認し、十分な議論の上、取締役会で決定します。監査役候補の指名は、当社取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を持っていること等を踏まえ、報酬・昇格委員会における検討を経て、社外取締役にその手続き等の妥当性を確認し、監査役会の同意を得て、十分な議論の上、取締役会で決定します。

5．取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補者および監査役候補者は上記「4．取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に基づき指名しており、個々の略歴について、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書において開示を行っています。
なお、現在までの略歴については有価証券報告書に記載のとおりであります。
http://navigator.eir-parts.net/EIRNavi/DocumentNavigator/ENavigatorBody.aspx?cat=yuho_pdf&sid=2202572&code=9716&ln=ja&disp=simple

また、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由については本報告書「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役関係】および【監査役関係】に記載のとおりであります。

【補充原則4－1－1．取締役会から経営陣に対する委任の範囲の概要】
当社は、取締役会規則において定めた取締役会付議事項を除き、業務執行に関する決定を、当社代表取締役社長をはじめとする経営陣に委任します。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視します。

【補充原則4－11－1．取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の取締役会メンバーとして当社の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、取締役会メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えます。
このような観点から、当社は、当社の事業やその課題に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として指名するほか、グローバルな視点や会計財務に関する知見など、多様なバックグラウンドを持つ候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針とします。

【補充原則4－11－2．取締役・監査役の兼任状況】
取締役および監査役ならびにその候補者の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知および有価証券報告書等において開示を行っております。
なお、現在の兼任状況については有価証券報告書に記載のとおりであります。
http://navigator.eir-parts.net/EIRNavi/DocumentNavigator/ENavigatorBody.aspx?cat=yuho_pdf&sid=2202572&code=9716&ln=ja&disp=simple

【補充原則4－14－2．取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役・監査役の就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施します。
また、新たに当社の社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備につとめます。

さらに、当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について支援を行います。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家の皆様との双方向の建設的な対話を促進し、これにより当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効的なコーポレート・ガバナンスの実現をはかることを、当社の責任を果たす上での最重要課題の1つと位置付けます。
このような考えに基づき、当社は以下のような施策を実施します。
1. 株主との対話に関する担当取締役の指定
当社は、管理部門を担当する取締役がIR業務の責務を担うものとし、以下の施策を含む当社の株主・投資家の皆様との対話の促進に向けた取組みに関する総括業務を委任します。

2. 社内部署の有機的な連携のための方策
当社は、株主・投資家の皆様との対話の促進に向け、全社横断的に、その取組みにつとめ、当該対話において検出された課題について全社的にこれを共有します。株主との対話の補助にあたる部門は、決算期や株主総会時に限らず、情報の共有をはかるなどして有機的に連携します。

3. 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
当社は、株主総会を株主の皆様との重要な対話の場と位置付け、株主総会において、当社事業に関する十分な情報開示の確保をはじめ、株主の皆様からの信認を得られるような運営につとめます。
また、当社は、定期的に決算説明会やスモールミーティングを開催することにより、株主・投資家の皆様とのより緊密なコミュニケーションの実現につとめます。

4. 株主の意見・懸念のフィードバックのための方策
当社は、株主・投資家の皆様との対話において把握されたご意見や当社に関する懸念を担当部署において取りまとめ、その重要性や性質に応じ、これを定期的に経営陣幹部や取締役会に報告するための体制を整備します。

5. インサイダー情報の管理に関する方策
当社は、株主・投資家の皆様の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示につとめることを基本方針とします。当該方針に基づき、当社に関する重要情報については、適時かつ公平にこれを開示することとし、一部の株主・投資家に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底につとめます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社乃村	5,234,000	8.73
有限会社蟻田	5,141,500	8.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,193,700	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,151,100	3.59
乃村工藝社従業員持株会	2,116,230	3.53
乃村洋子	1,658,000	2.77
株式会社三井住友銀行	1,376,920	2.30
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	1,370,800	2.29
乃村工藝社共栄会	1,179,300	1.97
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,015,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂場三男	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂場三男	○	横浜市立大学特別契約教授 日本航空電子工業株式会社 社外取締役	ベトナム大使、ベルギー大使等を歴任し、NATO(北大西洋条約機構)の日本政府代表を務めるなど、グローバルな視点からの政治や経済に対する見識を有しております。当社は、その知見を当社の会社経営に活かしていただきたくことを期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)

指名委員会に相当する任意の委員会	報酬・昇格委員会	3	3	3	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬・昇格委員会	3	3	3	0	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社では、取締役・監査役候補の指名や報酬額の決定にあたり「報酬・昇格委員会」を設けております。当委員会は、人事部門を担当する取締役を含む3名以内の取締役をもって構成しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査についての監査契約を有限責任あずさ監査法人と締結しており、決算期のみならず、必要に応じて同監査法人による監査を実施し、その都度、監査役会に対し監査の方法および結果についての報告をおこなっております。
また、監査役は、内部監査を担当する監査室より、定期的に監査結果の報告を受けております。また、監査室は、監査役の求めに応じて必要な資料や情報を提供するなど、相互に連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺裕泰	その他													○
三和彦幸	その他													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		早稲田大学大学院 教授 財務省財務総合政策研究所顧問	国税庁長官を経験した後、大学院教授として租税法を研究しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの

渡辺裕泰	○	三井物産株式会社 社外監査役 株式会社イシダ 社外取締役	経験を当社の監査に客観的に反映していただけると判断し社外監査役として選任しております。
三和彦幸	○	三和公認会計士事務所 農水産業協同組合貯金保険機構監事 学校法人埼玉医科大学監事 株式会社ショーワ 社外監査役 住友金属鉱山株式会社社外監査役	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えていることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬・賞与規程において、業績等を考慮した報酬額とする旨を規定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告ともに、全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、常勤・非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡および会社の業績等を考慮したうえ算定することとしております。
また、取締役および監査役の報酬額の決定にあたっては、「報酬・昇格委員会」の検討を経て、社外取締役にその手続き等の妥当性を確認し、取締役については取締役会にて、監査役については監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では取締役会の開催に際し、社外取締役・社外監査役に対して事前に付議議案および資料を送付または提示しており、周到な準備により取締役会の審議が充実するようにつとめております。また、内部監査に関し監査室が常勤監査役に報告をおこなった場合には、監査役会において当該情報が社外監査役に伝達されます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

【取締役会】
社外取締役（独立役員）1名を含む取締役7名および監査役3名（内、社外監査役（独立役員）2名）で構成され、会社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の監督をおこなっております。

【監査役会】
監査役3名（内、社外監査役（独立役員）2名）で構成され、年間の監査計画にもとづき、当社および子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに、会計監査人や監査室から適宜報告を受け、各監査役間で意見交換をおこなっております。なお、常勤監査役は経営会議と執行役

員会議に出席し、監査に必要な情報収集をおこなうとともに、必要に応じて意見を述べております。

【経営会議】
取締役会付議事項および報告事項の上程を毎月２回開催する経営会議においておこなっております。

【報酬・昇格委員会】
取締役の報酬・昇降格に関する方針およびその内容について検討し、取締役会に勧告する機関として「報酬・昇格委員会」を設置しております。
当委員会の委員は、人事部門を担当する取締役を含む３名以内の取締役をもって構成しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役（取締役会には社外取締役１名を含む）の相互牽制と社外監査役を含めた監査役の監査により、客観性が確保された適切な企業統治を実践しており、現状の体制で経営の監視体制は十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015(平成27)年5月の定時株主総会では、開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は現在議決権行使プラットフォームの利用をしておりませんが、2016(平成28)年5月に開催予定の定時株主総会におきましては、株主の議決権行使における利便性を考慮し利用を開始する予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記のとおり、当社は現在議決権行使プラットフォームの利用をしておりませんが、2016(平成28)年5月に開催予定の定時株主総会におきましては、株主の議決権行使における利便性を考慮し利用を開始する予定であります。
招集通知(要約)の英文での提供	2015(平成27)年5月の定時株主総会におきましては、狭義の招集通知および参考書類につき、英文で作成・開示をしております。
その他	2015(平成27)年5月の定時株主総会におきましては、以下の施策を実施しております。 ・全ての株主に対する議決権行使結果の確認 ・来場株主に対する株主総会の運営に関するアンケート

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを策定し当社ホームページに掲載しております。 http://www.nomurakougei.co.jp/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、主に、管理部門を担当する取締役(コーポレート本部長)が説明を行っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算発表後に決算説明会を開催し、代表者が説明をおこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会ならびに株主通信等を、当社ホームページに掲載しております。 http://www.nomurakougei.co.jp/ir/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「乃村工藝社グループ行動規範」を策定し、これにおいて、お客様はもとより、株主を含むステークホルダーとの良好な関係の構築を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・「奇跡の一本松」再生、お体が不自由な方向けの食事や飲食道具を提供する店舗開発の企画から施工・運営など、事業活動を通じたCSR活動の実現 ・木材調達ガイドラインの策定 など

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針について

当社では、次の経営理念を掲げ、すべての役員および従業員が職務執行をおこなう際の基本方針とします。
われわれは 人間尊重に立脚し新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献します。

・ノムラのいう人間尊重とは
ノムラは、生活者である人間の多様な価値観に対応し、快い生活環境を創造する。
またノムラは社員の人間性を基盤にして、働きがいのある自己実現の場をつくりあげる。

・ノムラのいう新しい価値の創造とは
ノムラは、人と人、人ともの、人と情報が交流する新たな機能と可能性を追求し、最適な集客貢献と空間創造を実現する。

・ノムラが目指す企業像とは
ノムラのおくりだすものは、人間環境の質的向上をはかる生活文化そのものである。ノムラはこの仕事を通じて、環境創造産業のリーダーとなる。

この経営理念のもと、当社は、集客と感動の環境を創り出し、顧客の事業繁栄と成功に貢献することにより、企業価値を高め、成長を続けてまいります。そのため、以下の内部統制システムに関する基本方針を定め、適正かつ効率的な業務遂行につとめてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・乃村工藝社グループ（以下「当社グループという」）の役員および従業員が、法令および定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底しておこなわれるよう、内部統制システムを運用します。
・本社部門ではコンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、事業部門から相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、リスク管理委員会を開催して審議をおこない、その内容を社長に報告します。
・リスク管理委員会は、緊急時以外にも定期的に開催し、リスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などをおこなうとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。
・本社部門および事業部門から独立した監査室を設置します。監査室は、定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、社長および取締役会ならびに監査役会に監査報告をおこないます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・情報管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理および保存をおこないます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、リスク管理体制を整備します。また、リスクマネジメントに関するガイドラインを作成し、社内の情報基盤を通じて共有します。
・経営上重要なリスクについては、上記リスク管理委員会においてリスクの把握・分析をおこない、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめます。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
・取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図ります。
・業務執行上の重要事項について、報告・審議・決定を目的に経営会議を開催し、意思決定の迅速化につとめます。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・グループ会社を含めた企業集団の行動の基本ルールとして「乃村工藝社グループ行動規範」を定めます。当社グループ各社は、本規範のもと社内規程を整備するとともに、その整備状況や運用状況については当社の本社部門が定期的に確認し、グループ会社全体でコンプライアンス経営の実践につとめます。
・担当部門を定めて、グループ会社全社の業務の統括および経営に関する指導・支援をおこないます。
・当社グループの内部通報制度の窓口を社内外に設置します。また、その運用に関する規則を定めて通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止をはかります。
・監査役とグループ各社の監査役は連携を強化し、当社グループ全体の監査の充実をはかるため、定期的にグループ監査役協議会を開催します。
・内部監査を担当する監査室が、グループ各社を対象として定期的に業務監査をおこないます。

6. 財務報告に係る内部統制の整備・運用
・金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」について適正な制度運用および評価をおこない、財務報告の信頼性確保につとめます。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項
・監査室は、内部監査における結果について、適宜その内容を監査役に報告を行います。
・監査役よりその職務に関し補助を求められた場合、監査室が対応するものとします。

8. 監査役への報告に関する体制
・当社グループの役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとします。
・前項の報告を行なった者に対し、当該報告を行なったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底します。
・内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行います。

9. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。
・監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的におこなうための体制を構築します。

・監査役の監査にかかる費用は、監査の実行を担保すべく予算を措置する他、緊急または臨時に生じる費用または債務について、これを負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部、不当要求防止責任者を総務部長としております。
また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力または団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内の関係部署が協力して組織的に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
（1）会社情報の適時開示に係る社内体制
当社では、東京証券取引所が定める適時開示規則等にもとづき、重要な会社情報を公正かつ適時に開示することを目的として、「ディスクロージャー委員会」を設置しております。同委員会は、コーポレート本部副本部長が委員長となり、コーポレート本部内の部長を中心とする人員で構成されております。
重要な決定事実については、ディスクロージャー委員会の協議後、関係部門から取締役会に付議され、決議もしくは報告がなされたのち速やかに開示しております。また、重要事実が発生した場合は、当該事実が発生した関係部門などから本社部門に情報が集約され、ディスクロージャー委員会が開示案をとりまとめ迅速に適宜開示を行うようつとめております。

（2）適時開示に係る社内体制のチェック機能
当社では、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスの観点にもどづき、適時開示の管理体制を監査しております。
また、会計監査人および顧問弁護士との連携をはかり、外部からのチェック機能を強化することにより、公正かつ適時・適切な会社情報の開示を実現しております。

（2016（平成28）年1月）

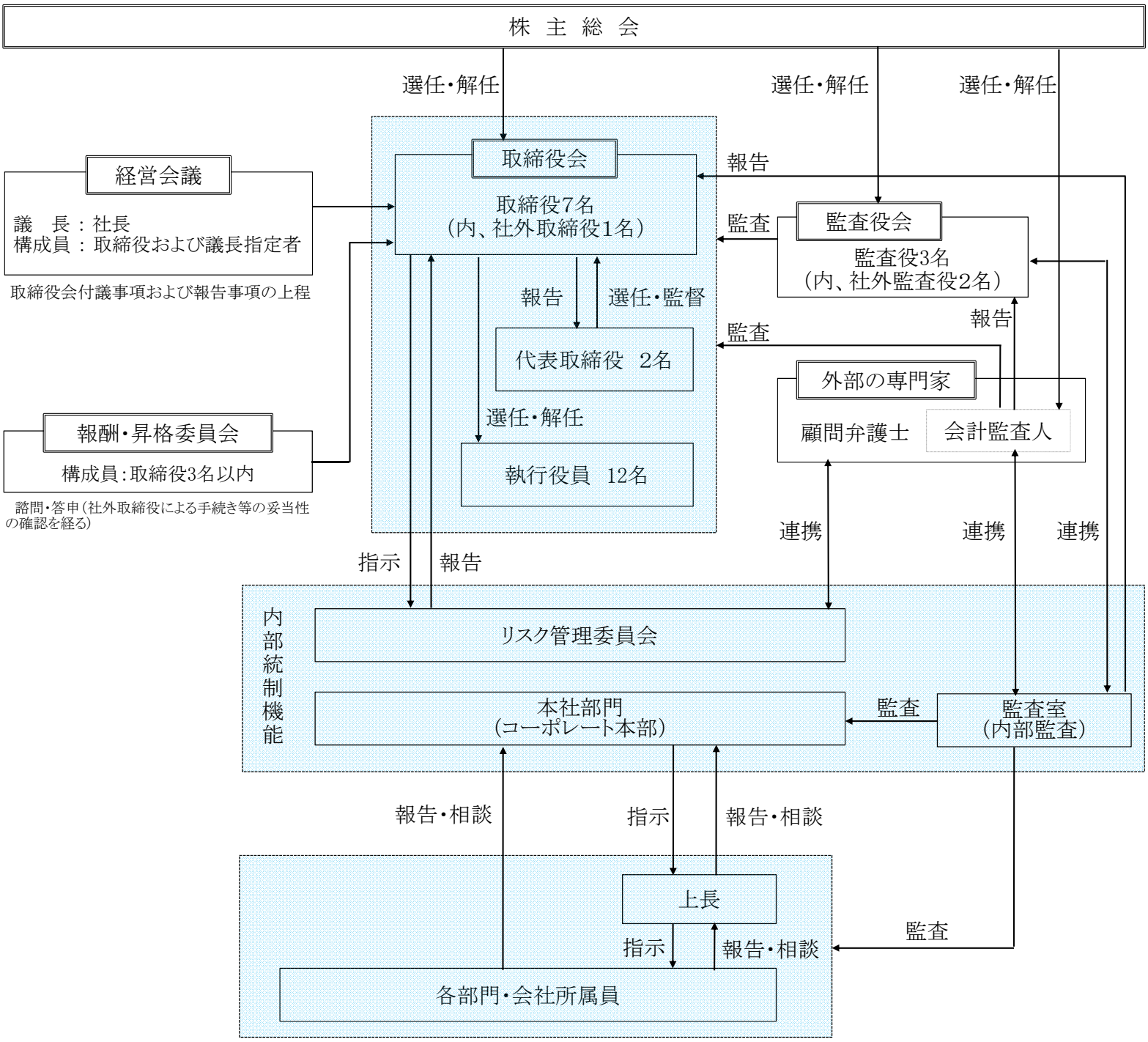

適時開示体制の概要(模式図)

